

全建労発第 20 号
平成 27 年 6 月 3 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞
〔公印省略〕

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備
に関する省令等の施行について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 6 月 1 日付で施行される外国登録製造時等検査機関等に係る規定及び特別安全衛生改善計画に係る規定に関し必要な関係省令の整備を行うため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が、平成 27 年 4 月 15 日に公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。また、労働安全衛生法の一部を改正する法律の受動喫煙の防止に係る規定も、平成 27 年 6 月 1 日付で施行されることとなっております。

関係法令の内容を十分にご理解頂くよう、厚生労働省より別添の通り、周知徹底の依頼がありました。

つきましては、別添及び参考の内容につきまして、貴会所属会員に対し周知徹底の程、お願ひいたします。

以上

基 発 0515 第 3 号
平成27年5月15日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）については、平成26年6月25日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発0625第4号をもって通達したところです。また、これまで、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第325号）、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第326号）等の関係法令の整備を行い、電動ファン付き呼吸用保護具の譲渡等制限及び型式検定の対象への追加に係る規定及び建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を廃止する規定については、平成26年12月1日付けで施行されたところです。

今般、平成27年6月1日付けで施行される外国登録製造時等検査機関等に係る規定及び特別安全衛生改善計画に係る規定に関し必要な関係省令の整備を行うため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第94号。以下「改正省令」という。）が、平成27年4月15日に公布され、平成27年6月1日から施行されることとなっています。また、改正法の受動喫煙の防止に係る規定も、平成27年6月1日付けで施行されることとなっています。

つきましては、改正法による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及び関係省令の趣旨、内容等は、別添のとおりでありますので、これらを十分にご理解いただき、会員等への周知を図ること等により、本改正内容等の周知徹底にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

基 発 0515 第 1 号
平成 27 年 5 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）については、平成26年6月25日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発0625第4号をもって通達したところである。また、これまで、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第325号）、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第326号）等の関係法令の整備を行い、電動ファン付き呼吸用保護具の譲渡等制限及び型式検定の対象への追加に係る規定及び建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を廃止する規定については、平成26年12月1日付けで施行されたところである。

今般、平成27年6月1日付けで施行される外国登録製造時等検査機関等に係る規定及び特別安全衛生改善計画に係る規定に関し必要な関係省令の整備を行うため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第94号。以下「改正省令」という。）が、平成27年4月15日に公布され、平成27年6月1日から施行されることとなっている。また、改正法の受動喫煙の防止に係る規定も、平成27年6月1日付けで施行されることとなっている。

改正法による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）及び関係省令の趣旨、内容等は、下記のとおりであるので、これらを十分に理解の上、関係者への周知徹底を図るとともに、特に下記の事項に留意して、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正法の趣旨

I 労働安全衛生法関係

1 外国登録製造時等検査機関等（第52条の3等関係）

厚生労働大臣の登録を受けて、製造時等検査、性能検査、個別検定又は型式検定（以下「製造時等検査等」という。）を行う登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関（以下「登録製造時等検査機関等」という。）について、日本国内に製造時等検査等の業務を行う事務所を有しない外国に立地する機関についても、外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関又は外国登録型式検定機関（以下「外国登録製造時等検査機関等」という。）として登録を受けられるものとしたこと。

外国登録製造時等検査機関等に対する法第46条から第51条まで（第53条の3、第54条及び第54条の2において準用する場合を含む。）、第103条第2項、第112条及び第112条の2（第1項第5号の外国登録製造時等検査機関等の登録の取消しに係る公示を除く。）の規定の適用については、登録製造時等検査機関等に対するものと同様であり、具体的には平成16年3月19日付け基発第0319009号で示したとおりであること。

法第53条第2項第5号で外国登録製造時等検査機関等に求める「必要な報告」として、法第100条第2項の規定により登録製造時等検査機関等に報告が義務付けられている事項と同等の報告を求める予定であること。

2 受動喫煙の防止（第68条の2等関係）

(1) 改正法の要点

イ 受動喫煙防止措置の努力義務（第68条の2関係）

労働者の健康の保持増進の観点から、事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。

具体的には、事業者において、当該事業者及び事業場の実情を把握・分析し、その結果等を踏まえ、実施することが可能な労働者の受動喫煙の防止のための措置のうち、最も効果的なものを講ずるよう努めるものとすること。

ロ 国の援助（第71条第1項関係）

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進その他の必要な援助に努めるものとしたこと。

本通達の発出日現在において、国が実施している援助は以下のとおりである。なお、平成28年度以降の各年度の支援事業に関しては、当該年度における支援事業開始時に別途連絡する予定である。

① 受動喫煙防止対策助成金（喫煙室等の設置費用について費用の1／2（最大200万円）を助成）

② 相談支援業務（技術的な相談に対する相談窓口、説明会の開催、講師派遣等）

③ 測定支援業務（デジタル粉じん計等職場環境の実態把握を行うための測定機器貸与、実地における測定の実演等）

（2）改正法の細部事項

イ 受動喫煙防止措置の努力義務（第68条の2関係）

① 「事業者及び事業場の実情」について

労働者の受動喫煙を防止するための措置を講ずるに当たって考慮する「事業者及び事業場の実情」としては、例えば、以下のようなものがあること。この場合において、特に配慮すべき労働者がいる場合は、これらの者の受動喫煙を防止するため格別の配慮を行うこと。

- ・ 特に配慮すべき労働者の有無（例：妊娠している者、呼吸器・循環器に疾患をもつ者、未成年者）
- ・ 職場の空気環境の測定結果
- ・ 事業場の施設の状況（例：事業場の施設が賃借であること、消防法等他法令による施設上の制約）
- ・ 労働者及び顧客の受動喫煙防止対策の必要性に対する理解度
- ・ 労働者及び顧客の受動喫煙防止対策に関する意見・要望
- ・ 労働者及び顧客の喫煙状況

② 事業者及び事業場の実情の分析及び労働者の受動喫煙を防止するための措置の決定について

職場の受動喫煙防止対策については様々な意見があるため、各立場の者から適宜意見等を聴取し、当該聴取結果その他の事業者及び事業場の実情を踏まえつつ、例えば、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）において検討し、講ずる措置を決定すること。

なお、各事業場が効果的に受動喫煙防止対策に取り組むために参考となると考えられる事項を別途通知することとしているので、講ずる措置の決定の際は、事業者及び事業場の実情に応じ、当該通達も適宜参考すること。

③ 「適切な措置」について

「適切な措置」とは、当該事業者及び事業場の実情を把握・分析した結果等を踏まえ、実施することが可能な労働者の受動喫煙の防止のための措置のうち、最も効果的なものであるが、当該措置には、施設・設備面（ハード面）の対策だけでなく、例えば以下のようなソフト面の対策も含まれること。

- ・ 受動喫煙防止対策の担当部署の指定
- ・ 受動喫煙防止対策の推進計画の策定
- ・ 受動喫煙防止に関する教育、指導の実施等

- ・ 受動喫煙防止対策に関する周知、掲示等

④ 衛生委員会等の付議事項について

改正法の施行に伴い、法第18条第1項第2号の「労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策」及び規則第22条第8号の「労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置」に職場の受動喫煙防止対策が含まれることとなること。

ロ 通達の廃止について

本通達をもって、平成15年5月9日付け基発第0509001号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」は廃止する。

3 特別安全衛生改善計画（第78条関係）

特別安全衛生改善計画制度は、労働安全衛生法令等に違反したことを原因とした同様の重大な労働災害を複数の事業場で発生させた事業者に対し、厚生労働大臣が当該事業者の全ての事業場における再発防止のための安全又は衛生に関する改善計画の作成を指示することができるものであること。

II 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律関係
法第68条の2に基づく受動喫煙防止に関し講すべき措置については、派遣中の労働者に関し、派遣先事業者が事業者としての努力義務を負うものとしたこと。
(第45条第3項関係)

第2 関係省令の改正の要点

I 労働安全衛生規則関係（特別安全衛生改善計画関係）

- 1 法第78条第1項の「重大な労働災害」は、労働災害のうち、次のいずれかに該当するものとする旨を定めたこと。（第84条第1項関係）
 - (1) 死亡災害
 - (2) 負傷又は疾病により、労働者災害補償保険法施行規則別表第一の障害等級 第1級から第7級までのいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの
- 2 法第78条第1項の「重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合」は、次のいずれにも該当する場合とする旨を定めたこと。（第84条第2項関係）
 - (1) 重大な労働災害を発生させた事業者が、当該重大な労働災害を発生させた日から起算して3年以内に、他の事業場において当該重大な労働災害と再発防止策が同様である重大な労働災害を発生させた場合
 - (2) (1)の事業者が発生させた複数の重大な労働災害が、いずれも労働安全衛生法等の安全又は衛生に係る関係法令の規定に違反して発生させたものである場合
- 3 事業者に対して特別安全衛生改善計画の作成を指示する場合は、特別安全衛生改善計画作成指示書（様式第19号）によるものとしたこと。（第84条第3項関係）

- 4 特別安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、当該指示書に記載された提出期限までに、計画の対象とする事業場、計画の期間及び実施体制、事業者が発生させた重大な労働災害の再発を防止するための措置等を記載した計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものとしたこと。（第84条第4項関係）
- 5 事業者に対して特別安全衛生改善計画を変更の指示する場合は、特別安全衛生改善計画変更指示書（様式第19号の2）によるものとし、変更を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画変更届（様式第19号の3）により、これを厚生労働大臣に提出するものとしたこと。（第84条の2関係）

II 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令関係（外国登録製造時等検査機関等関係）

1 登録の申請

外国登録製造時等検査機関等の登録の申請をしようとする者が提出すべき添付書類について、申請者が、外国法令に基づいて設立された法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書に準ずるものと、外国に居住する外国人である場合には、住民票の写しに準ずるものと提出するものとしたこと。

（第1条の3、第3条、第12条及び第19条の4関係）

2 外国登録製造時等検査機関等への立入検査に係る旅費の額等

外国登録製造時等検査機関等の事務所に対して行う立入検査に要する費用のうち外国登録製造時等検査機関等が負担すべき旅費相当額の細目について、以下のとおり定めるものとしたこと。（第1条の8の2から第1条の8の4まで、第8条の2、第17条の2及び第19条の9の2関係）

イ 旅費相当額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号。

以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とするものとすること。

ロ 旅費相当額の計算に当たって、在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関1丁目2番2号とすること。

ハ 旅費相当額の細目として、支度料は算入せず、立入検査の日数は事務所ごとに3日とし、旅行雑費は1万円とすること。ただし、厚生労働大臣が、旅費法第46条第1項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、その部分は算入しないこととする。

3 業務の引継ぎ等

法第53条の2第1項に規定する場合における、外国登録製造時等検査機関等の業務の引継ぎ等に関し、必要な事項を定めたこと。（第1条の10第2項、第10条の2第2項及び第19条第2項関係）

第3 細部事項（労働安全衛生規則関係）

1 法第78条第1項の「厚生労働省令で定める重大な労働災害」（第84条第1項

関係)

(1) 第2号の「生じるおそれのあるもの」については、事業者が発生させた重大な労働災害についての再発防止対策を速やかに行う必要性に鑑み、労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害等級第1級から第7級までのいずれかに該当する障害が生じたものとして労災認定がなされたもののほか、労働災害が発生した時点において、労働災害の負傷等の程度から、障害等級第1級から第7級までのいずれかに該当する障害を生じるおそれがあると判断されるものを含むこととしたものであること。

具体的には、事業者より提出のあった労働者死傷病報告書又は災害調査の結果等において、障害等級第1級から第7級までの障害を生じるおそれのある労働災害に該当するか否かを判断するものであること。

(2) (1)において、労働災害が発生した時点において、その負傷等の程度から、障害を生じるおそれがあるか否かが判断できないものは、当該時点においては重大な労働災害には該当しないものであること。ただし、その後の労災認定において障害等級第7級以上であることが確定した場合には、重大な労働災害に該当するものであり、この場合、第84条第2項第1号の「重大な労働災害を発生させた日」とは、当該労災認定がなされた日ではなく、当該重大な労働災害が発生した日として取り扱うこと。

なお、例えば、重大な労働災害が遅発性の疾病である場合は、診断によって当該疾病にかかったことが確定した日を、当該負傷又は疾病が原因で死亡した場合には、負傷した日又は診断によって疾病にかかったことが確定した日を、それぞれ「重大な労働災害が発生させた日」とする。

(3) 本制度における「重大な労働災害」については、改正法の施行日以降に発生したものを対象とし、施行日以前に発生したものは対象とならないものであること。

2 法第78条第1項の「厚生労働省令で定める場合」（第84条第2項関係）

(1) 第1号の「当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場」とは、重大な労働災害を発生させた企業（事業者）の事業場のうち、当該重大な労働災害を発生させた事業場以外の事業場を指すものであること。このため、同一事業場で重大な労働災害を繰り返し発生させた場合は含まないこと。

なお、同一事業場で重大な労働災害を繰り返し発生させた場合は、従前のとおり、法第79条に基づく都道府県労働局長による安全衛生改善計画の作成指示の対象事業場となり得るものであること。

また、ここでいう「事業場」は、建設現場については、現場事務所があつて、当該現場において労務管理が一体として行われている場合を除き、直近上位の機構をということ。

重大な労働災害を発生させた企業の合併や分社化があった場合であっても、企業の安全衛生管理体制が継続され、重大な労働災害を発生させた事業場の事業も承継会社として継続している場合であって、継承後も継承前と同様の重大な労働災害を繰り返し発生させている場合は、同一企業において発生し

た重大な労働災害として取り扱うものとすること。

- (2) 第1号の「当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害」とは、原則として、重大な労働災害の原因となった起因物（小分類）と事故の型が同じである場合とすること。ただし、これを原則としつつも、改正法の趣旨が同一企業内における重大な労働災害の再発防止であることから、事業者が発生させた複数の事業場における重大な労働災害について、必要となる再発防止対策が同様であり、当該対策を企業内で水平展開することが、企業内の他の事業場における同様の災害防止に有効であるものについては、「当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害」に該当するか否かについて、個別に判断するものとすること。
- (3) 第2号では、関係法令の規定に違反して発生させたものであることが要件とされているが、本制度が、重大な労働災害の再発を防止するため、当該企業における安全又は衛生の改善を図るものであることから、関係法令には労働安全衛生関係法令のほか、労働基準法及びこれに基づく命令の規定のうち、年少者等に対する危険有害業務に係る規定等の安全又は衛生に係るものについても含めるものであること。具体的には、次に掲げる規定の違反が対象となること。
- ・ 労働基準法第36条第1項ただし書及び労働基準法施行規則第18条
 - ・ 労働基準法第62条並びに年少者労働基準規則第7条及び第8条
 - ・ 労働基準法第63条
 - ・ 労働基準法第64条の2及び女性労働基準規則第1条
 - ・ 労働基準法第64条の3及び女性労働基準規則第2条及び第3条
- (4) 第2号の「違反して発生させたものである場合」とは、重大な労働災害が本号で列記した関係法令の規定に違反して発生させたものである場合をいうこと。よって、労働災害が発生した事業場で確認された、重大な労働災害の発生とは関連しない法令違反は含まれないこと。また、例えば、法第28条の2に基づく危険性又は有害性等の調査等の措置のような事業者の努力義務の措置が定められている規定は、含まないものであること。
- (5) 法では、基本的に事業者の労働災害防止のための措置義務が規定されているが、法第31条の規定など、一部、関係請負人の労働者を含めた労働災害防止の措置として、元方事業者等に措置義務を定めた規定がある。例えば、関係請負人の事業者が実施すべきとされておらず、元方事業者等が自ら実施すべき措置に係る関係法令の違反が原因となって重大な労働災害が発生したときには、被災者が、自らの使用する労働者ではなく関係請負人の労働者であった場合でも、当該元方事業者等が再発防止のための措置を講ずべきものであることから、当該元方事業者等により発生させた重大な労働災害として取り扱うものであること。
- (6) 本制度の趣旨は、同様の重大な労働災害の再発を防止するため、必要な対策を企業（事業者）の関係事業場に水平展開することにあるため、例えば、

特別安全衛生改善計画の作成対象であることが当該重大な労働災害の発生日から一定の時間を経過後に判明した企業について、その計画の作成指示を行う段階において、既に企業の全社的な再発防止対策が実施されていることが確認された場合又は再発防止対策の対象となる作業が全て廃止されている場合などについては、当該計画の作成の指示は行わないものであること。

3 特別安全衛生改善計画指示書（第84条第3項関係）

特別安全衛生改善計画作成指示書(様式第19号)に記載する計画の提出期限については、事業者が発生させた重大な労働災害の態様、必要となる計画の範囲等を勘案し、厚生労働大臣が個別に設定するものであること。

4 特別安全衛生改善計画の記載事項（第84条第4項関係）

(1) 特別安全衛生改善計画の提出は、当該事業者の本社事業場を管轄する都道府県労働局労働基準部健康安全主務課を経由して厚生労働大臣に提出されるものであること。

(2) 第2号の「計画の対象とする事業場」とは、重大な労働災害が発生した事業場と同様の作業が存在する等、同様の労働災害が発生する可能性のある全ての事業場であること。

5 特別安全衛生改善計画の変更の指示等（第84条の2関係）

(1) 第1項の特別安全衛生改善計画の変更の指示を行う場合としては、当該計画が発生させた重大な労働災害の原因に対応した対策の内容になっていないとき、当該計画の対象が重大な労働災害の発生した事業場のみに止まっており、他の関連する事業場で同様の労働災害の発生を防止するものになっていないときが含まれること。

(2) 特別安全衛生改善計画変更指示書（様式第19号の2）に記載する当該計画の提出期限については、3と同様であること。

6 励告・公表（法第78条第5項及び第6項関係）

勧告・公表の手続きについては、改正法に規定されたところであるが、詳細は次のとおりであること。

(1) 法第78条第5項の厚生労働大臣による勧告は、3の特別安全衛生改善計画作成指示書又は5の特別安全衛生改善計画変更指示書による指示を受けたにもかかわらず計画を提出しない場合や特別安全衛生改善計画を守っていないと認められる場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認められるときに対象となるものであること。

(2) (1)の勧告において示された必要な措置をとることに着手しない場合は、法第78条第6項の公表の対象となること。

(3) 法第78条第6項に規定する公表については、企業の名称及び本社事業場の所在地、発生させた重大な労働災害の概要、公表するに至った事由について行うものであること。

7 その他

本制度における「重大な労働災害」については、1のとおりであるが、従来より一度に3名以上が被災する労働災害を「重大災害」と定義していたものと

は異なるものであることに注意すること。

第4 その他

I その他関係省令の改正（改正省令第3条から第6条まで関係）

産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和47年労働省令第46号）及び作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）について、所要の改正を行ったこと。

II 様式に関する経過措置（改正省令附則第3項関係）

改正前の規則第84条の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに第95条の3及び第95条の3の2の規定による証票並びに改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第5条の規定による証票は、当分の間、それぞれ、改正後の規則第84条の3の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに第95条の3及び第95条の3の2の規定による証票並びに改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第5条の規定による証票とみなすものとしたこと。



○厚生労働省令第九十四号

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）及び労働安全衛生法施行令等の一項を改正する政令（平成二十六年政令第三百二十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）を実施するため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十五日

厚生労働大臣 塩崎恭久
労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節の三 面接指導等（第五十二条の二—第五十二条の八）」を「第一節の三 長時間的第一節の四 心理的

にわたる労働に関する面接指導等（第五十二条の二—第五十二条の八）」及び「面接指導（以下「面接指導」という。）及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。」の実施並びにこれらの「九」を「第五十二条の二十二」に、「安全衛生改善計画（第八十四条）」を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第八十四条—第八十四条の三）」に改める。

第十四条第一項第一号中「及び面接指導等（法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの「九」を「の実施及びその」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

第一編 第六章 第一節の三の節名を次のように改める。

第一節の三 長時間にわたる労働に関する面接指導等

第五十二条の二第一項中「に面接指導」を「に法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」という。）」に改める。

第一編 第六章 第二節中第五十二条の九を第五十二条の二十二とする。

第一編 第六章 第一節の三の次に次の二節を加える。

第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等

（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法）

第五十二条の九 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この節において「検査」という。）を行わなければならない。

- 一 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- 二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- 三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

(検査の実施者等)

第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士

2 検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。

（検査結果等の記録の作成等）

第五十二条の十一 事業者は、第五十二条の十三第一項に規定する場合を除き、検査を行つた医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

（検査結果の通知）

第五十二条の十二 事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行つた医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。

（労働者の同意の取得等）

第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によらなければならぬ。

2 事業者は、前項の規定により検査を受けた労働者の同意を得て、当該検査を行つた医師等から

当該労働者の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

（検査結果の集団ごとの分析等）

第五十二条の十四 事業者は、検査を行つた場合は、当該検査を行つた医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の

実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（面接指導の対象となる労働者の要件）

第五十二条の十五 法第六十六条の十三第三項の厚生労働省令で定める要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であつて、同項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」といふ。）を受ける必要があると当該検査を行つた医師等が認めたものであることとする。

（面接指導の実施方法等）

第五十二条の十六 法第六十六条の十第三項の規定による申出（以下この条及び次条において「申出」といふ。）は、前条の要件に該当する労働者が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。

2 事業者は、前条の要件に該当する労働者から申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を行わなければならぬ。

3 検査を行つた医師等は、前条の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

(面接指導における確認事項)

第五十二条の十七 医師は、面接指導を行うに当たつては、申出を行つた労働者に対し、第五十二条の九各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 当該労働者の勤務の状況
- 二 当該労働者の心理的な負担の状況
- 三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

（面接指導結果の記録の作成）

第五十二条の十八 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

（指針の公表）

- 一 実施年月日
- 二 当該労働者の氏名

三 面接指導を行つた医師の氏名

四 法第六十六条の十第五項の規定による医師の意見
（面接指導の結果についての医師からの意見聴取）

第五十二条の十九 面接指導の結果に基づく法第六十六条の十第五項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

第五十二条の二十 第二十四条の規定は、法第六十六条の十第七項の規定による指針の公表について準用する。

（検査及び面接指導結果の報告書）

第五十二条の二十一 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第六号の二）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（第一編第八章の章名を次のよう改める。）

第八章 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画

第八十四条に見出しとして「(安全衛生改善計画の作成の指針)」を付し、同条中「第七十八条第一項」を「第七十九条第一項」に、「様式第十九号」を「様式第十九号の四」に改め、第一編第八章中同条を第八十四条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

（特別安全衛生改善計画の作成の指針等）

第八十四条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める重大な労働災害は、労働災害のうち、次年のいずれかに該当するものとする。

2 労働者が死亡したもの

二 労働者が負傷し、又は疾病にかかりたことにより、労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十一年労働省令第二十二号）別表第一第一級の項から第七級の項までの身体障害欄に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの

2 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

る。

一 前項の重大な労働災害（以下この条において「重大な労働災害」という。）を発生させた事業者が、当該重大な労働災害を発生させた日から起算して三年以内に、当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場において、当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害を発生させた場合

二 前号の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が、いずれも当該事業者が法、じん肺法若しくは作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）若しくはこれらに基づく命令の規定又は労働基準法第三十六条第一項ただし書、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十三条、第六十四条の二若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反して発生させたものである場合

3 法第七十八条第一項の規定による指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画作成指示書（様式第十九号）により行うものとする。

4 法第七十八条第一項の規定により特別安全衛生改善計画（同項に規定する特別安全衛生改善計画をいう。以下の条及び次条において同じ。）の作成を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画作成指示書に記載された提出期限までに次に掲げる事項を記載した特別安全衛生改善計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 計画の対象とする事業場

三 計画の期間及び実施体制

四 当該事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害の再発を防止するための措置

五 前各号に掲げるもののほか、前号の重大な労働災害の再発を防止するため必要な事項

5 特別安全衛生改善計画には、法第七十八条第二項に規定する意見が記載された書類を添付しなければならない。

（特別安全衛生改善計画の変更の指示等）

第八十四条の二 法第七十八条第四項の規定による変更の指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画変更指示書（様式第十九号の二）により行うものとする。

2 法第七十八条第四項の規定により特別安全衛生改善計画の変更を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画変更指示書に記載された提出期限までに特別安全衛生改善計画を変更し、特別安全衛生改善計画変更届（様式第十九号の三）により、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第六百六十二条の四中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいつ。以下同じ。）」を削除する。

様式第六号の次に次の二様式を加える。

株式第6号の2(第52条の21関係) (表面)

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501	年月 7平成 年分 月日	検査実施年月 7平成 年分 月日
事業場の種類 事業場の所在地	事業場の名称 電話 ()	
対象年 事業の種類	在籍労働者数 右記欄に記入する	
検査を実施した者 面接指導等を実施した医師	1:事業場所属の医師(1以外の医師に限る)、保健師、看護師又は精神保健福祉士 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る)、保健師、看護師 3:外部委託先の医師、保健師、看護師 又は精神保健福祉士 1:事業場選任の医師 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る) 3:外部委託先の医師	検査を受けた労働者数 右記欄に記入する 受けた労働者数 右記欄に記入する
集團ごとの分析の実施の有無	1:検査結果の集团ごとの分析を行つた 2:検査結果の集團ごとの分析を行っていない	

監査医 氏名 所属医療機関の名前及び所在地
年月日 事業者認定氏名
労働基準監督署長様

受付印

印

様式第一十一印の二の二の二の二（第二回）中「書類を検査」を「書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査」と、「又は登録検査機関」を「登録検査機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第123条第1号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。）」と改め。¹⁰

第二条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正
省令第四十四号の一部を次のように改正する。

第一条の三第一号中「登記事項証明書」の下に「（外國法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）」を加え、同条第一号中「厚生」の下に「（外國に居住する者にあつては、これに準ずるもの）」を加える。

第一条の八の二を第一条の八の五とし、第一条の八の次に次の三条を加える。

（旅費の額）
(在勤官署の所在地)

第一条の八の二 令第十五條の三第一項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。の場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五条）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第一条の八の三 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。（旅費の額の計算に係る細目）

第一条の八の四 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

3 檢査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

4 厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

第一条の十中「登録製造時等検査機関」の下に「（外國登録製造時等検査機関（法第五十二条に規定する外国登録製造時等検査機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 外國登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三条の二第一項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

第一条の十一の表法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同項第一号中「登録製造時等検査機関」の下に「（外國登録製造時等検査機関を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。

一 外国登録製造時等検査機
住所並びに法人にあつては

法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の一 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条第一項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の一中「令

第十条の二中「登録生産金銭等幾回」の下に「登録生産金銭等幾回」(去第十五十三条の三)として替えるものとする。

読み取えて詳用する法第五十二条に規定する外国登録査定機関をいう、次項及び次条において「同じ」と除く。」を加え、同條に次の一項を加える。

する場合には、次の事項を行わなければならない。
一 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により性能検査の業務の

査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二 その他前号の労働基準監督署長が必要と認める事

第十二条第一項と、「第五十三条の二」に改める。

に準ずるもの」を加える。

第十七条の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条において準用する。

第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものである。

〔一、二回目を表記され、同様に次の一項を加える。〕
〔除く。〕

場合には、次の事項を行わなければならない。
一 法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣又は個別

一 法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣又は個別検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

第十九条の二の表法第五十四条において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同項第一号中「登録個別検定機関」の下に「〔外国登録個別検定機関を除く。〕」を加え、同項の次に次のように加える。

法第五十四条において準用する法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。
二 登録を取り消した年月日

第十九条の四第一号中「登記事項証明書」の下に「(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)」を加え、同条第二号中「写し」の下に「(外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの)」を加える。

第十九条の九の一 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第二項と読み替えるものとする。

第十九条の十二の表法第五十四条の二において準用する法第五十三条の規定により登録を取りしが、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、の項中「第五十三条」を「第三十三条第一項」に改め、同項第一号中「登録型式検定機関」の下に「外国登録型式検定機関（法第五十四条の二において読み替えて準用する法第五十二条の二に規定する外国登録型式検定機関をいう。以下この表において同じ。）を除く。」を加え、同項の次に次のように加える。

法第五十四条の二において準用する法
第五十三条第二項の規定により登録を
取り消したとき。

第二十五条の三第二項の表法第七十七条第三項において準用する法第五十三条の規定により登を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中五十三条を「第五十三条第一項」に改める。

様式第6号の2（第1条の8の2関係）」か「様式第6号の2（第1条の8の2関係）」と各々5関係」と答えた。

第三条 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）の一部を次

「第37条第1項の許可」→「第37条第1項の許可、特別安全衛生改善計画」

別安全衛生改善計画】上巣心。

第四条 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条第一項」に改める。

2	<p>（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>第五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正（昭和六十一年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十条第二項第三号中「第十四条第一項第六号」を「第十四条第一項第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号中「第十四条第一項第五号」を「第十四条第一項第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。</p> <p>二 労働安全衛生規則第十四條第一項第二号に掲げる事項</p> <p>三 労働安全衛生規則第十四條第一項第三号口中「前項第三号」を「前項第五号」に改める。</p> <p>第四十条第三項第三号口中「前項第三号」を「前項第五号」に改める。</p> <p>（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）</p> <p>第六条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の表一労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の項中</p>				
1	<p>別表第二の表労働安全衛生規則の項中</p> <table border="1" data-bbox="547 1235 737 1933"> <tr> <td data-bbox="547 1235 571 1933">第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存</td> <td data-bbox="571 1235 596 1933">第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 1235 620 1933">第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成</td> <td data-bbox="620 1235 645 1933">第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成</td> </tr> </table>	第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存	第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存	第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成	第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成
第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存	第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存				
第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成	第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成				
2	<p>（施行期日）</p> <p>附 則</p> <p>この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第一条のうち労働安全衛生規則の第一次の改正規定（「安全衛生改善計画（第八十四条）」を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画」第六十四条第八十四条の三）に改める部分を除く。）、同令第十四条第一項の改正規定及び同令第六章第二節の三の改正規定（同令第五十二条の二の改正規定、同章第一節の三の次に一節を加える改正規定）の九を同令第五十二条の二十二ととする改正規定、同章第一節の三の次に一節を加える改正規定（同令第六章第二節の三の改正規定）の四の改正規定及び同令様式第六号の次に一様式を加える改正規定、同令第五十二条の九を同令第五十二条の二十二ととする改正規定、同章第一節の三の次に一節を加える改正規定（同令第六章第二節の三の改正規定）の四の改正規定及び同令様式第六号の次に一様式を加える改正規定、第五条の規定並びに第六条の規定並びに次項の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。</p> <p>（労働安全衛生法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者に関する経過措置）</p> <p>前項ただし書に規定する規定の施行日の前の前日において、労働安全衛生法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等の業務に該当する業務に従事した経験年数が三年以上である看護師又は精神保健福祉士は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則（次項において「新安衛則」といふ。）第五十二条の十第一項の規定にかかるわらず、同法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者とする。</p>				
3	<p>第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存</p> <p>第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成</p> <p>第五十二条の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存</p> <p>第五十二条の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成</p> <p>第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存</p> <p>第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成</p> <p>第五十二条の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存</p> <p>第五十二条の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成</p> <p>第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存</p> <p>第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成</p>				

3 (様式に関する経過措置)

第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則第八十四条の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに同令第九十五条の三及び第九十五条の三の二の規定による証票並びに第三条の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票は、当分の間、それぞれ、新安衛則第八十四条の三の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに新安衛則第九十五条の三及び第九十五条の三の二の規定による証票並びに第三条の規定による改正後の産業安全専門官規程第五条の規定による証票とみなす。



- 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案 新旧対照条文 目次
- 一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第一条関係） 1
 - 二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）（第二条関係）
 - 三 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）（第三条関係）
 - 四 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）（第四条関係）
 - 五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（第五条関係） 24
 - 六 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（第六条関係） 23 22 11

一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第一条関係）

【平成二十七年六月一日施行（一部は平成二十七年十二月一日施行）】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一編 通則	第一編 通則
第一章～第五章 （略）	第一章～第五章 （略）
第六章 健康の保持増進のための措置	第六章 健康の保持増進のための措置
第一節・第一節の二 （略）	第一節・第一節の二 （略）
第二節～第五十二条の八）	第二節～第五十二条の八）
第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等（第 五十二条の九～第五十二条の二十一）	第一節の三 面接指導等（第五十二条の二～第五十二条の八） (新設)
第二節 健康管理手帳（第五十二条の二十一～第六十条）	第二節 健康管理手帳（第五十二条の九～第六十条）
第三節・第四節 （略）	第三節・第四節 （略）
第六章の二・第七章 （略）	第六章の二・第七章 （略）
第八章 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第八十四 条～第八十四条の二）	第八章 安全衛生改善計画（第八十四条）
第九章・第十章 （略）	第九章・第十章 （略）
第二編～第四編 （略）	第二編～第四編 （略）
附 則	附 則
（産業医及び産業歯科医の職務等）	（産業医及び産業歯科医の職務等）
第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事 項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。	第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事 項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。
一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持す る	一 健康診断及び面接指導等（法第六十六条の八第一項に規定する

るための措置に関すること。

二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。) の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

(新設)

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

七・九 (略)

2・6 (略)

第一節の三 長時間にわたる労働に関する面接指導等

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

五・七 (略)

2・6 (略)

第一節の三 面接指導等

(面接指導の対象となる労働者の要件等)

第五十二条の二 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり百時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前一月以内に法第六十六条の八第一項に規定する面接指導(以下この節において「面接指導」という。)を受けた労働者その他これに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 (略)

面接指導(以下「面接指導」という。)及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。)の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

(新設)

二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。)の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

五・七 (略)

2・6 (略)

第一節の三 面接指導等

(面接指導の対象となる労働者の要件等)

第五十二条の二 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり百時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前一月以内に法第六十六条の八第一項に規定する面接指導(以下この節において「面接指導」という。)を受けた労働者その他これに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 (略)

第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等

(新設)

(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法)

第五十二条の九 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内

とに一回、定期に、次に掲げる事項について法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この節において「検査」という。）を行わなければならない。

- 一 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- 二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- 三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

(検査の実施者等)

第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士

2 検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。

(検査結果等の記録の作成等)

第五十二条の十一 事業者は、第五十二条の十三第二項に規定する場

(新設)

(新設)

合を除き、検査を行つた医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(検査結果の通知)

第五十二条の十二 事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行つた医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。

(労働者の同意の取得等)

第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によらなければならない。

2 事業者は、前項の規定により検査を受けた労働者の同意を得て、当該検査を行つた医師等から当該労働者の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

(検査結果の集団ごとの分析等)

第五十二条の十四 事業者は、検査を行つた場合は、当該検査を行つた医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認める

(新設)

(新設)

ときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(面接指導の対象となる労働者の要件)

第五十二条の十五 法第六十六条の十第三項の厚生労働省令で定める要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であつて、同項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」という。）を受ける必要があると当該検査を行つた医師等が認めたものであることとする。

(面接指導の実施方法等)

第五十二条の十六 法第六十六条の十第三項の規定による申出（以下この条及び次条において「申出」という。）は、前条の要件に該当する労働者が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。

2 事業者は、前条の要件に該当する労働者から申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を行わなければならぬ。
3 検査を行つた医師等は、前条の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

(面接指導における確認事項)

第五十二条の十七 医師は、面接指導を行うに当たつては、申出を行つた労働者に対し、第五十二条の九各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 当該労働者の勤務の状況
- 二 当該労働者の心理的な負担の状況

(新設)

(新設)

三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

(面接指導結果の記録の作成)

第五十二条の十八 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載したものでなければならぬ。

一 実施年月日

二 当該労働者の氏名

三 面接指導を行つた医師の氏名

四 法第六十六条の十第五項の規定による医師の意見

(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)

第五十二条の十九 面接指導の結果に基づく法第六十六条の十第五項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

(指針の公表)

第五十二条の二十 第二十四条の規定は、法第六十六条の十第七項の規定による指針の公表について準用する。

(検査及び面接指導結果の報告)

第五十二条の二十一 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第六号の二）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第二節 健康管理手帳

(令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所)

第五十二条の二十二 (略)

第八章 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画

特別安全衛生改善計画の作成の指示等)

第八十四条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める重大な労働災害は、労働災害のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 労働者が死亡したもの
 - 二 労働者が負傷し、又は疾病にかかつたことにより、労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）別表第一第一級の項から第七級の項までの身体障害欄に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの
- 2 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
- 一 前項の重大な労働災害（以下この条において「重大な労働災害」という。）を発生させた事業者が、当該重大な労働災害を発生させた日から起算して三年以内に、当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場において、当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害を発生させた場合
 - 二 前号の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が、いずれも当該事業者が法、じん肺法若しくは作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）若しくはこれらに基づく命令の規定

第二節 健康管理手帳

(令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所)

第五十二条の九 (略)

第八章 安全衛生改善計画

（新設）

- 又は労働基準法第三十六条第一項ただし書、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十三条、第六十四条の二若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項若しくはこれららの規定に基づく命令の規定に違反して発生させたものである場合
- 3 法第七十八条第一項の規定による指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画作成指示書（様式第十九号）により行うものとする。
- 4 法第七十八条第一項の規定により特別安全衛生改善計画（同項に規定する特別安全衛生改善計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画作成指示書に記載された提出期限までに次に掲げる事項を記載した特別安全衛生改善計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画の対象とする事業場
- 三 計画の期間及び実施体制
- 四 当該事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害の再発を防止するための措置
- 五 前各号に掲げるもののほか、前号の重大な労働災害の再発を防止するため必要な事項
- 6 特別安全衛生改善計画には、法第七十八条第二項に規定する意見が記載された書類を添付しなければならない。
- （特別安全衛生改善計画の変更の指示等）
- 第八十四条の二 法第七十八条第四項の規定による変更の指示は、厚

（新設）

生労働大臣が、特別安全衛生改善計画変更指示書（様式第十九号の二）により行うものとする。

2 法第七十八条第四項の規定により特別安全衛生改善計画の変更を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画変更指示書に記載された提出期限までに特別安全衛生改善計画を変更し、特別安全衛生改善計画変更届（様式第十九号の三）により、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（安全衛生改善計画の作成の指示）

第八十四条の三 法第七十九条第一項の規定による指示は、所轄都道府県労働局長が、安全衛生改善計画作成指示書（様式第十九号の四）により行うものとする。

（文書の交付等）

第六百六十二条の四 法第三十一条の二の注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る。）は、次の事項を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成し、これをその請負人に交付しなければならない。

第八十四条 法第七十八条第一項の規定による指示は、所轄都道府県労働局長が、安全衛生改善計画作成指示書（様式第十九号）により行うものとする。

（文書の交付等）

第六百六十二条の四 法第三十一条の二の注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る。）は、次の事項を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識する））とができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。（以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成し、これをその請負人に交付しなければならない。

（新設）
（別添1）

(別添2)

様式第19号の2 (第84条の2関係)

(別添3)

様式第19号の3 (第84条の2関係)

(別添4)

様式第19号の4 (第84条の3関係)

(別添5)

様式第19号の2の2 (第95条の3関係)

(別添6)

様式第21号の2の3 (第95条の3の2関係)

(別添7)

(新設)

様式第19号 (第84条関係)

(新設)

様式第21号の2の2 (第95条の3関係)

様式第21号の2の3 (第95条の3の2関係)

二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）（第二条関係）

【平成二十七年六月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第一章の六 登録製造時等検査機関

（登録の申請）

第一条の三 法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録製造時等検査機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人につきては、これらに準ずるもの）

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者につきては、これに準ずるもの）

三・四 （略）

第一章の六 登録製造時等検査機関

（登録の申請）

第一条の三 法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録製造時等検査機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三・四 （略）

（旅費の額）

第一条の八の二 令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律

（昭和二十五年法律第二百二十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものと

（新設）

する。

(在勤官署の所在地)

第一条の八の三 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第一条の八の四 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(報告)

第一条の八の五 (略)

(製造時等検査の業務の引継ぎ等)

第一条の十 登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関(法第五十二条に規定する外国登録製造時等検査機関をいう。次項及び次条において同じ。)を除く。)は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 製造時等検査の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに

(新設)

第一条の八の二 (略)

(製造時等検査の業務の引継ぎ等)

第一条の十 登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 製造時等検査の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに

地を管轄する都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに

当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他製造時等検査の業務を行つた事務所の所在地を管轄する

都道府県労働局長が必要と認める事項

2 外国登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三条の二第一項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

(公示)

第一条の十一 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)

法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、

二 登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日

三 製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた製造時等

一 当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二 その他製造時等検査の業務を行つた事務所の所在地を管轄する
都道府県労働局長が必要と認める事項
(新設)

(公示)

第一条の十一 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)

法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、

二 登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日

三 製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた製造時等

法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。	検査の範囲及びその期間
(略)	(新設)

二 登録を取り消した年月日	検査の範囲及びその期間
(略)	(新設)

第二章 登録性能検査機関

(登録の申請)

第三条 法第五十三条の三において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録性能検査機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）

三 申請者が法第五十三条の三において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第二項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 (略)

(旅費の額等に係る準用)

第八条の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第

(新規)

(登録の申請)

第三条 法第五十三条の三において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録性能検査機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が法第五十三条の三において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 (略)

五十三条の三において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(性能検査の業務の引継ぎ等)

第十条の二 登録性能検査機関（外国登録性能検査機関（法第五十三条の三において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録性能検査機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

- 一 性能検査の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
- 二 その他性能検査の業務を行つた事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が必要と認める事項

2 外国登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法

- 第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。
- 一 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により性能検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
 - 二 その他前号の労働基準監督署長が必要と認める事項

(公示)

第十条の三 第一条の十一の規定は、登録性能検査機関について準用

(公示)

第十条の三 第一条の十一の規定は、登録性能検査機関について準用

第十条の二 登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。
一 性能検査の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二 その他性能検査の業務を行つた事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が必要と認める事項

(新設)

一 性能検査の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二 その他性能検査の業務を行つた事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が必要と認める事項

する。この場合において、同条の表中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と、「第四十七条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十七条の二」と、「第四十九条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十九条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第一項」と、「外国登録機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十二条第二項」と、「第五十三条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条の二」と、「都道府県労働局長」とあるのは「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第二章 登録個別検定機関

(登録の申請)

第十二条 法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録個別検定機関登録申請書(様式第四号の二)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの)

三・四 (略)

する。この場合において、同条の表中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と、「第四十七条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十七条の二」と、「第四十九条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十九条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第一項」と、「外国登録機関」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十二条第二項」と、「第五十三条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条の二」と、「都道府県労働局長」とあるのは「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第三章 登録個別検定機関

(登録の申請)

第十二条 法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録個別検定機関登録申請書(様式第四号の二)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三・四 (略)

(旅費の額等に係る準用)

第十七条の二 第一条の八の二から第一条の人の四までの規定は、法第五十四条において準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(個別検定の業務の引継ぎ等)

第十九条 登録個別検定機関(外国登録個別検定機関)(法第五十四条において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録個別検定機関をいう。次項及び次条において同じ。)を除く。)は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

2 外国登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣又は個別検定の業務の全部若しくは一部を行うこととなる都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は前号の都道府県労働局長が必要と認め

(新規)

(個別検定の業務の引継ぎ等)

第十九条 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

(新設)

る事項

(公示)

第十九条の二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)	法第五十四条において準用する 法第五十三条第一項の規定によ り登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	(略)	法第五十四条において準用する 法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
	一 登録個別検定機関(外国登録個別検定機関を除く。)の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	一 登録個別検定機関の氏名又 は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	一 登録個別検定機関の氏名又 は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
	二 登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日	二 登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日	二 登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日

(公示)

第十九条の二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)	法第五十四条において準用する 法第五十三条第一項の規定によ り登録を取り消したとき。	(新設)	法第五十四条において準用する 法第五十三条の規定によ り登録を取り消したとき。
	一 外国登録個別検定機関の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	一 外国登録個別検定機関の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	一 外国登録個別検定機関の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
	二 登録を取り消した年月日	(略)	二 登録を取り消した年月日

第三章の二 登録型式検定機関

(登録の申請)

第十九条の四 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一

第三章の二 登録型式検定機関

(登録の申請)

第十九条の四 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一

項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）

三・四 （略）

（旅費の額等に係る準用）

第十九条の九の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（公示）

第十九条の十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（略）

法第五十四条の二において準用する法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（略）

一 登録型式検定機関（外国登録型式検定機関）（法第五十四条の二において読み替えて準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき）

（略）

一 登録型式検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は型式検定

項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三・四 （略）

（新規）

第十九条の十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（公示）

（略）

法第五十四条の二において準用する法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（略）

一 登録型式検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は型式検定

同じ。)を除く。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日

三 型式検定の業務の全部又は一部の停止を命じた年月日

一部の停止を命じた場合については、停止を命じた型式検定の範囲及びその期間

法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。

(略)
一 外国登録型式検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録を取り消した年月日

第四章 登録教習機関

(公示)

第二十五条の三 (略)

2 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。

(略)
法第七十七条第三項において準用

定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日

三 型式検定の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた型式検定の範囲及びその期間

(新設)

(新設)

(略)
(略)

第四章 登録教習機関

(公示)

第二十五条の三 (略)

2 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。

(略)
法第七十七条第三項において

する法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

様式第6号の2（第1条の8の5関係）

準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

様式第6号の2（第1条の8の2関係）

三 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

【平成二十七年六月一日施行】

別記様式 (別添8)	改 正 案	現 行
---------------	-------------	--------

【平成二十七年六月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公示）</p> <p>第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>（公示）</p> <p>第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（第五条関係）

【平成二十七年十二月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（法第四十五条の厚生労働省令で定める事項等）	（法第四十五条の厚生労働省令で定める事項等）
第四十条 （略）	第四十条 （略）	第四十条 （略）
	2 労働安全衛生法第十三条第一項の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項のうち派遣中の労働者に関する法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。	2 労働安全衛生法第十三条第一項の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項のうち派遣中の労働者に関する法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。
一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十四条第一項第一号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第六十六条第一項の規定による健康診断（前項の健康診断を含む。）の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。	一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十四条第一項第一号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第六十六条第一項の規定による健康診断（前項の健康診断を含む。）の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。	一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十四条第一項第一号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第六十六条第一項の規定による健康診断（前項の健康診断を含む。）の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
二 労働安全衛生規則第十四条第一項第二号に掲げる事項	二 労働安全衛生規則第十四条第一項第二号に掲げる事項	二 労働安全衛生規則第十四条第一項第二号に掲げる事項
三 労働安全衛生規則第十四条第一項第三号に掲げる事項	三 労働安全衛生規則第十四条第一項第三号に掲げる事項	三 労働安全衛生規則第十四条第一項第三号に掲げる事項
四 労働安全衛生規則第十四条第一項第七号に掲げる事項 （新設）	四 労働安全衛生規則第十四条第一項第七号に掲げる事項 （新設）	四 労働安全衛生規則第十四条第一項第七号に掲げる事項 （新設）
五 労働安全衛生規則第十四条第一項第八号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第五十九条第一項及び第二項の規定による衛生のための教育に関すること。	五 労働安全衛生規則第十四条第一項第八号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第五十九条第一項及び第二項の規定による衛生のための教育に関すること。	五 労働安全衛生規則第十四条第一項第八号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第五十九条第一項及び第二項の規定による衛生のための教育に関すること。
3 労働安全衛生法第十八条第一項各号の事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。	3 労働安全衛生法第十八条第一項各号の事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。	3 労働安全衛生法第十八条第一項各号の事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
一・二 （略）	一・二 （略）	一・二 （略）
三 労働安全衛生法第十八条第一項第四号に掲げる事項のうち次に	三 労働安全衛生法第十八条第一項第四号に掲げる事項のうち次に	三 労働安全衛生法第十八条第一項第四号に掲げる事項のうち次に

掲げるもの

イ
（略）

ロ 労働安全衛生規則第二十二条第四号に掲げる事項のうち前項
第五号に規定する衛生のための教育に係るものに関すること。

ハ・ニ
（略）

4
～
8

掲げるもの

イ
（略）

ロ 労働安全衛生規則第二十二条第四号に掲げる事項のうち前項
第三号に規定する衛生のための教育に係るものに関すること。

ハ・ニ
（略）

4
～
8

六 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（第六条関係）

【平成二十七年十二月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

（略）	（略）	（略）	（略）
労働安全衛生規則（昭和四十 七年労働省令第三十二号）	（略）	（略）	（略）
第五十二条の六第一項の規定によ る面接指導の結果の記録の保存	第五十二条の六第一項の規定によ る面接指導の結果の記録の保存	（略）	（略）
第五十二条の十三第二項の規定に よる検査の結果の記録の保存	第五十二条の十八第一項の規定に よる面接指導の結果の記録の保存	（略）	（略）
第五十三条の二の規定による記 録の保存	第七百三十五条の二の規定による記 録の保存	（略）	（略）

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

（略）	（略）	（略）	（略）
労働安全衛生規則（昭和四十 七年労働省令第三十二号）	（略）	（略）	（略）
第五十二条の六第一項の規定によ る面接指導の結果の記録の保存	第五十二条の六第一項の規定によ る面接指導の結果の記録の保存	（略）	（略）
第七百三十五条の二の規定による記 録の保存	第七百三十五条の二の規定による記 録の保存	（略）	（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

表一 （略）

（略）	（略）
労働安全衛生規則	（略）

（第五十二条の六第一項の規定によ る）	（第五十二条の六第一項の規定によ る）
労働安全衛生規則	（略）

る面接指導の結果の記録の作成

第五十二条の十三第二項の規定による検査の結果の記録の作成

第五十二条の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成

第一百三十五条の二の規定による記録

(略)

(略)

(略)

(略)

る面接指導の結果の記録の作成

第一百三十五条の二の規定による記録

第一百三十五条の二の規定による記録

基安発0515第2号
平成27年5月15日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく
職場の受動喫煙防止対策の実施について

日頃から、労働安全衛生行政の推進に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）については、平成26年6月25日に公布され、職場の受動喫煙防止対策に係る規定は、平成27年6月1日から施行されることとなっています。

その改正の趣旨、内容等については、平成26年6月25日付け基発0625第4号「労働安全衛生法の一部を改正する法律について」及び平成27年5月15日付け基発第0515第1号「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）」により示しているところですが、改正法の規定に基づき、各事業場が効果的に受動喫煙防止対策に取り組むために参考となると考えられる事項を、別添のとおり取りまとめましたので、これらを十分にご理解いただくとともに、会員等への別添の内容の周知・啓発にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成27年5月15日付け基安発0515第1号「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」をもって、平成17年6月1日付け基安発第0601001号「「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進について」は廃止することとしていることを申し添えます。

1 経営幹部、管理者及び労働者の役割・意識

職場における受動喫煙防止対策を効果的に進めていくためには、企業において、組織的に実施することが重要であり、当該企業の経営首脳である者（以下「経営幹部」という。）、管理職である者（以下「管理者」という。）及び労働者が下記の役割を果たしつつ、協力して取り組むことが効果的である。

(1) 経営幹部

経営幹部が示す当該企業における受動喫煙防止対策に関する基本方針と姿勢は、職場における受動喫煙防止対策に大きな影響を与えると考えられる。

このため、経営幹部は、適切な受動喫煙防止対策が、労働者の健康の保持増進に資するものであることを認識するとともに、改正法の趣旨や受動喫煙防止対策の意義について管理者及び労働者に認識させるよう努めることが重要である。

また、経営幹部は、衛生委員会、安全衛生委員会等（以下「衛生委員会等」という。）の場を通じて、労働者の受動喫煙防止対策についての意識・意見を十分に把握し、事業者及び事業場の実情を把握した上で、各々の事業場における適切な措置を決定するよう努めることが望ましい。

(2) 管理者

管理者は経営幹部の基本方針、受動喫煙防止対策の意義、改正法の趣旨等を理解し、当該内容等を踏まえ、労働者に対して、適切な措置に従った取組等を行うよう周知啓発したり、事業場における措置に従っていない者に対して適切に指導したりするなど、対策の推進のために積極的に取り組むことが期待される。

(3) 労働者

職場の受動喫煙防止対策の推進のためには、当該事業場に従事する労働者の意識、行動等が特に重要であるため、経営幹部が決定した措置や基本方針を理解しつつ、労働者は衛生委員会等の代表者を通じる等により、必要な対策について積極的に意見を述べるようにすることが期待される。

また、労働組合は、経営幹部に対する対策の推進の働きかけ、労働者の要望等の集約、対策に関する周知・教育の勧奨等を行うことにより、事業者が行う対策が円滑に推進されるよう必要な支援を行う役割が期待される。

2 妊婦、未成年等への配慮

妊娠している労働者、呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者及び未成年者である労働者については、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念があることから、事業者及び労働者は、これらの者への受動喫煙を防止するため格別の配慮を行うこと。

3 受動喫煙防止対策の組織的な進め方

職場における受動喫煙防止対策の実施にあたり、事業者及び事業場の実情に応じて、次のような取組を行い、組織的に進めることが効果的である。

(1) 推進計画の策定

事業者は、当該事業者及び事業場の実情を把握したうえで、受動喫煙防止対策を推進するための計画（中長期的なものを含む。）を策定することが効果的である。この場合、安全衛生に係る計画、衛生教育の実施計画、健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画等に、職場の受動喫煙防止対策に係る項目を盛り込むことも考えられる。

当該計画に含める内容の例として、受動喫煙防止対策に関し将来達成する目標と達成時期、当該目標達成のために講じる措置や活動等が考えられる。

なお、当該計画の策定の際は、経営幹部の指導の下に、労働者の積極的な協力を得て、衛生委員会等で十分に検討することが望ましい。

(2) 受動喫煙防止対策の担当部署等の指定

事業者は、企業全体又は事業場の規模に応じて、受動喫煙防止対策の担当部署やその担当者を指定し、受動喫煙防止対策に係る相談対応等を実施させるとともに、各事業場における受動喫煙防止対策の状況について定期的に把握、分析、評価等を行い、問題がある職場について改善のための指導を行わせるなど、受動喫煙防止対策全般についての事務を所掌させることが効果的である。

また、評価結果等については、経営幹部や衛生委員会等に適宜報告し、事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の決定に資するようにすることが望まれる。

4 受動喫煙の防止のための措置

(1) 施設・設備（ハード面の対策）

事業者は、当該事業者及び事業場の実情を把握・分析した結果等を踏まえ、実施することが可能な労働者の受動喫煙の防止のための措置のうち、最も効果的な措置を講ずるよう努めること。

なお、上記の分析の結果、講じる措置として、屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）、喫煙室の設置（空間分煙）又は喫煙可能区域を設定した上で当該区域における適切な換気の実施を選択した場合の、当該措置を効果的に実施するために参考となる事項について、別紙1「受動喫煙の防止のための措置を講じる際の効果的な手法等の例」に示しているので、事業者及び事業場の実情に鑑み、適宜参照すること。

(2) 職場の空気環境

たばこの煙が職場の空気環境に及ぼしている影響を把握するため、別紙2「受動喫煙防止措置の効果を確認するための測定方法の例」を参考としながら、定期的に職場の空気環境の測定を行い、適切な職場の空気環境を維持するよう努めること。

(3) その他

① 受動喫煙に関する教育等

事業者は、管理者や労働者に対して、受動喫煙による健康への影響、受動喫煙の防止のために講じた措置の内容、改正法の趣旨等に関する教育や相談対応を行うことで、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚を図ること。

② 情報の収集、提供等

各事業場における受動喫煙防止対策の担当部署等は、他の事業場の対策の事例、受動喫煙による健康への影響等に関する調査研究等の情報を収集し、これらの情報を衛生委員会等に適宜提供すること。また、これらの情報の収集のため、行政が実施する説明会等に積極的に参加することや、効果のあつた対策の事例等の情報を積極的に外部に公表することも望まれる。

5 健康増進法との関係

労働安全衛生法の適用を受ける事業場が、多数の者が利用する空間を兼ねている場合は、施設管理者が施設を利用する者の受動喫煙防止対策に努めなければならないことを規定する健康増進法（平成14年法律第103号）の適用を受けることとなるので、留意すること。



職場において受動喫煙防止措置を講じる際の効果的な手法等の例

以下に示す内容は、事業者及び事業場の実情を把握・分析した結果、労働者の受動喫煙の防止のために講じる措置として屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）、喫煙室の設置（空間分煙）及び喫煙可能区域を設定した上で当該区域における適切な換気の実施（以下「換気措置」という。）を選択した際に、これらの措置をより効果的に講ずる上での参考情報として位置付けるものであり、事業者及び事業場の実態に鑑みて、各々の事業場で実施可能な受動喫煙防止対策に取り組んでいくことが望ましい。特に、講ずる措置の決定の際は、建築基準法、消防法等の他法令の遵守にも十分留意すること。

1 屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）、喫煙室の設置（空間分煙）及び換気措置に共通する事項（表示・掲示に関する事項）

喫煙可能区域（屋外喫煙所や喫煙室を含む。以下同じ。）を設定した場合には、当該区域の出入口において、以下の事項について表示することが効果的である。

- ・ 喫煙可能区域である旨
- ・ 同時に喫煙可能な人数の目安（設定した場合）
- ・ 適切な使用方法

また、喫煙可能区域の場所について、事業場内に掲示し、労働者や来訪者、顧客等に周知することが効果的である。

2 屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）に関する事項

屋外喫煙所については、屋根のみの構造や、屋根と一部の囲いのみの構造等の「開放系」と、屋根と壁で完全に囲われ、室内の空気を屋外に排気する装置（以下「屋外排気装置」という。）等で喫煙所内の環境が管理されている「閉鎖系」（喫煙所の出入口が屋内の非喫煙区域に面していない点が、後述する3の喫煙室とは異なる。）に大別される。

開放系は、喫煙所内のたばこ煙が外気の気流により速やかに減衰するメリットがある反面、気流の影響によりたばこ煙の制御が難しく、屋外喫煙所の外にたばこ煙が漏れるおそれもあるため、設置場所等について十分な検討が必要と考えられる。

一方、閉鎖系は、気流の影響は少なく、たばこ煙が屋外喫煙所の外に流出することを制御することは可能だが、設置費用、屋外喫煙所内のたばこ煙の濃度の上昇、建築基準法等の他法令との関係等について留意が必要と考えられる。

(1) 屋外喫煙所の設置場所

① 事業場の建物の出入口、人の往来区域等からの距離

i 開放系の場合

たばこ煙が事業場の建物（以下単に「建物」という。）の内部に流入すること等により、労働者が受動喫煙することを可能な限り避けるためには、建物の出入口や窓（以下「建物出入口等」という。）、人の往来が多い区域（例：通路や非喫煙者も使う休憩場所）から可能な限り離して設置すると効果的である。

また、建物の構造等により、比較的風向きが安定している場所があれば、当該場所のうち直近の建物出入口等から見て風下側へ設置することが考えられる。

ii 閉鎖系の場合

たばこ煙が建物内に流入することを防ぐためには、屋外喫煙所の排気口から排出された空気の流れや、屋外喫煙所の出入口からのたばこ煙の漏えいにも留意しつつ、設置場所を検討することが必要である。

② 設置する際に注意が必要な場所

通気が悪い場所に設置する場合には、たばこ煙の滞留に注意すること。

開放系については、建物の軒下や壁際に設置する場合には、屋根や壁をつたって建物内にたばこ煙が流入する可能性を十分に考慮するとともに、建物出入口等の付近に設置する場合には、たばこ煙の建物出入口等から建物内への流入に注意すること。

(2) 屋外喫煙所の施設構造

① 外から内部が見えること

屋外喫煙所内部の状況が外部から見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果があると考えられる。

② 天井（屋根）、壁の構造及び屋外排気装置

たばこ煙を速やかに屋外喫煙所の外に排出するためには、たばこ煙が内部に滞留せず、また天井に沿って水平方向に拡散しないようにすることが効果的であり、例えば以下のようないくつかの構造が考えられる。

- ・ 図1の＜効果的な事例＞で示すように、天井部分に傾斜をつけ天井の頂点部分に屋外排気装置を設置し、たばこ煙を建物とは反対側に逃がすような構造（開放系、閉鎖系共通）

- ・ 屋外喫煙所に壁を設置する場合、図2の＜効果的な事例＞で示すように、対面する壁の上部（立位での呼吸域よりも高い位置）に十分な開口面（隙間）を設け、気流が通り抜けやすい構造にすると、喫煙所内上部のたばこ煙の滞留を防ぎつつ、屋外喫煙所の近くを往来する者の受動喫煙を低減する効果もあると考えられる（開放系）。

- ・ 屋外喫煙所内のたばこ煙の濃度が上昇しすぎないよう屋外排気装置で適切に換気するとともに、排出したたばこ煙が建物出入口等から建

物内に流入しないような構造（閉鎖系）

図1：天井部分の傾斜について

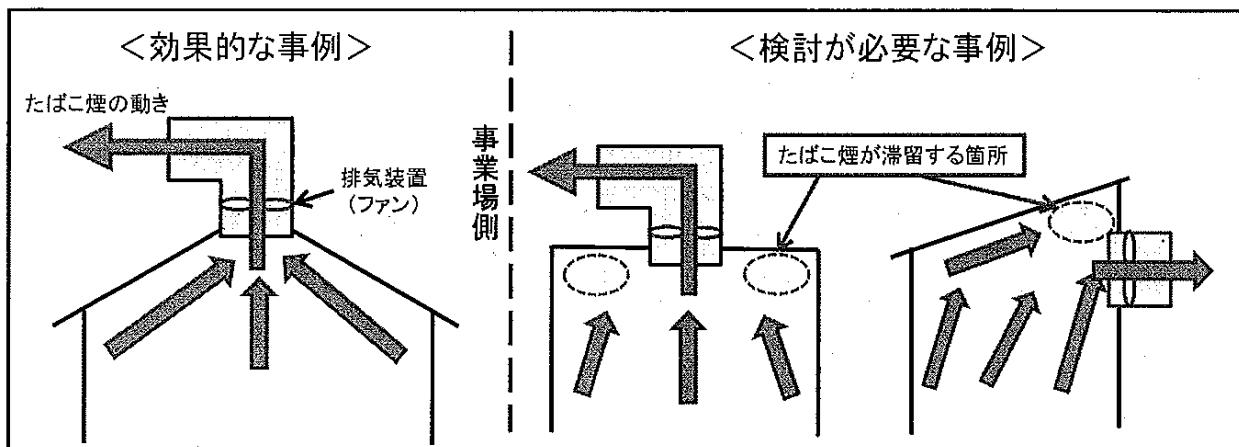
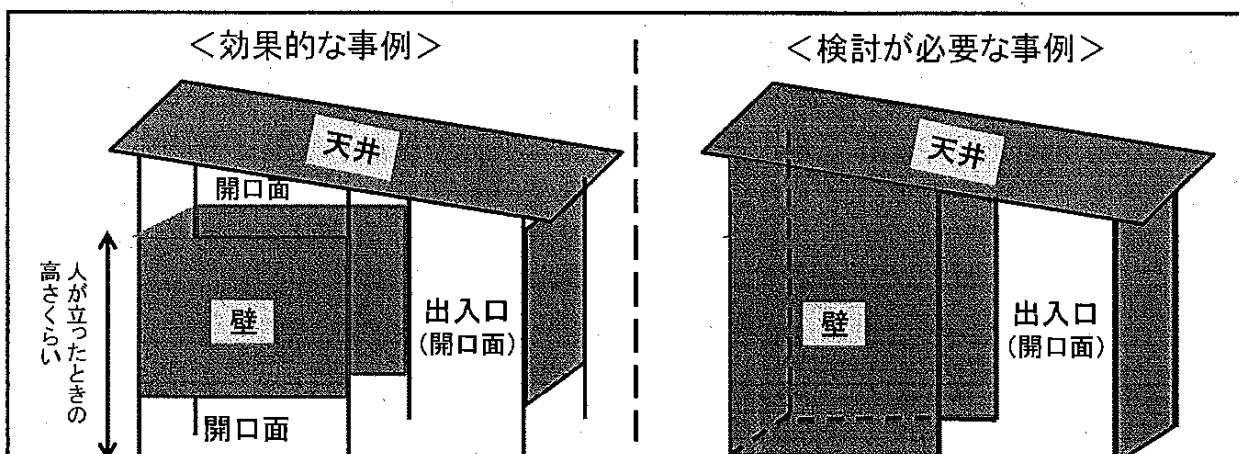


図2：壁の上部と下部に開口面を作った事例



③ 喫煙室の考え方の準用（閉鎖系）

閉鎖系の屋外喫煙所の施設構造は、喫煙室と類似しているところがあるため、3の(2)の①、⑧、⑨及び⑩に係る記載の内容を準用する。この場合、「喫煙室」とあるのは「屋外喫煙所」と、「喫煙室の屋内側に面した壁」とあるのは「屋外喫煙所の壁」と読み替える。

(3) 屋外喫煙所の使用方法の周知

屋外喫煙所を効果的に使用するためには、以下の事項を利用者に周知することが考えられる。

- ・ 同時に喫煙可能な人数の目安を設定している場合、それを遵守すること
- ・ 屋外喫煙所（喫煙可能区域）外で喫煙しないこと
- ・ 喫煙終了後は速やかにたばこの火を消すこと
- ・ 喫煙所の清掃中やメンテナンス中は喫煙しないこと

3 喫煙室の設置（空間分煙）に関する事項

喫煙室については、喫煙室内のたばこ煙を効果的に屋外へ排出するため、また、出入口から非喫煙区域にたばこ煙が流出することを防ぐため、その設置場所及び施設構造を考慮する必要がある。なお、本項で示す喫煙室は、以下の全ての要件に該当するものを想定している。

- ・ 出入口と給気口以外には非喫煙区域に対する開口面（隙間）が極めて少ない、専ら喫煙のために利用されることを目的とする室であること
- ・ たばこの煙が拡散する前に可能な限り吸引し、屋外に排出できる、屋外排気装置が設置されていること
- ・ 喫煙室からのたばこ煙の漏えいを防止するため、屋外排気装置等の機器を稼働した状態において、出入口から喫煙室内に向かうスムーズな気流を確保していること

(1) 喫煙室の設置場所

喫煙室からたばこ煙が漏えいする可能性を考慮するとすれば、就業する場所や人の往来が多い区域から適当な距離をとることが効果的である。設置場所として事務室、食堂、非喫煙者も利用する休憩所等の中を選択する場合は、喫煙室からのたばこ煙の漏えいの防止に特別の配慮が必要と考えられる。

また、中央管理方式の空気調和設備を採用している建物にあっては、当該設備の吸気口がある区域に喫煙室を設置すると、当該設備を通じて建物全体にたばこ煙が拡散する可能性が高いため、これを避けること。

(2) 喫煙室の施設構造

① 壁の素材

喫煙によりタバコのヤニ等が壁に付着するため、清掃が容易な素材とすると喫煙室の維持管理がしやすい。

また、屋内側に面した壁に窓等を設置し、喫煙室内部の状況が見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果があると考えられる。

② 喫煙室の備品類

備品を設置する場合は必要最低限とし、出入口から喫煙室内への気流を妨げないような構造や配置とすることが効果的である。

③ 喫煙室の扉・給気口（ガラリ）

喫煙中の喫煙室の扉の状態として、扉を常時開放しておく方法と、扉を閉鎖して人が出入りするときのみ開放する方法がある。両手法の利点や留意すべき事項は以下のとおり。

なお、前述のとおり、いずれの手法についても、喫煙室内の屋外排気装置等の機器を稼働させた状態において、扉を開閉した際の開口面において喫煙室内に向かう気流が確保されていることが前提となる。この気流が $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上であれば、通常は、喫煙室からのたばこ煙の漏えいはないもの

と考えられる。

i 両手法の共通事項

- ・ 喫煙室の出入口付近に短冊状の紙や吹き流しを設置しておくと、喫煙室の出入口において内部に向かう気流が発生していることを當時目視で確認することができるという利点がある。
- ・ 空気調和設備（エアコン）の機能のうち、冷暖房を稼働させた時は、温度差により空気の流れが変わり、喫煙室の出入口における気流が変化するおそれがあるので、注意が必要である。

ii 喫煙中、當時扉を開放して使用する場合

- ・ 喫煙室の出入口から喫煙室内に向かうスムーズな気流により、特別な設備を設置しなくても、屋外換気に必要な十分な給気（メーカアップエアー）を効率的に確保できるという利点がある。また、喫煙室内に空気調和設備を設置しなくとも、喫煙室外から間接的に温度等の空気環境を管理できると考えられる。
- ・ 喫煙室使用後は、室内のたばこ煙を排出するため一定時間屋外排気装置を稼働させた後、屋外排気装置を止めて扉を閉めるとエネルギー損失が少ないと考えられる。この際、人感センサーや時差式のスイッチを実情に応じて導入するとさらに効果的である。
- ・ 出入口においてたばこ煙を防ぐ物理的な障壁がなく、気流でたばこ煙の漏れを防止しているため、i で示す冷暖房の稼働時の空気の流れの変化に、特に注意する必要がある。

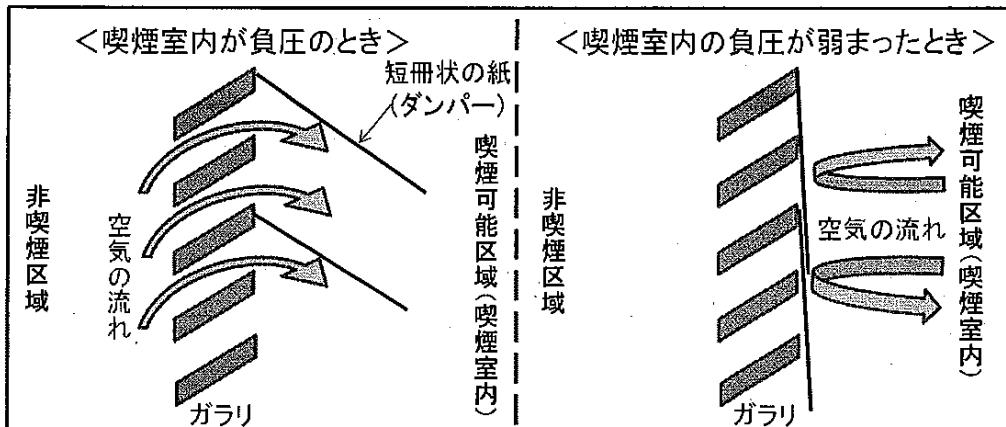
iii 喫煙中は扉を閉鎖して使用し、人が出入りするときのみ扉を開放する場合

- ・ 喫煙室の扉により、物理的にたばこ煙の漏えいを防止できると考えられる。扉の開閉に伴うたばこ煙の漏えいは、引き戸にすると、ある程度緩和できる。
- ・ 喫煙室内への十分な給気を確保できるだけの給気口（ガラリ）を扉や扉の開放時に遮られる側壁等に設置すること。この場合、給気口（ガラリ）における吹き込み風速が大きくなると、喫煙室内部の気流を乱す原因となったり、騒音の原因となったりすることがあるため、留意すること。

また、図3のように、ガラリ部分に短冊状の紙等をダンパー代わりに設置しておくと、喫煙室内の圧力変化によるガラリ部分からのたばこ煙の漏えいを緩和することが可能である。

- ・ 注意すべき事項として、給気が不十分だと排気量が低下するおそれがあること、喫煙室内にたばこ煙が滞留しやすくなることが考えられる。

図3：ガラリ部分に短冊状の紙等をダンパー代わりに設置する例



※ 喫煙室内の負圧が弱まると、ガラリ等の開口面から喫煙室内の空気（たばこ煙）が漏れ出すおそれがあるが、ダンパーがあると開口面を塞ぐため、たばこ煙の非喫煙区域への漏えいを低減することができる。

④ 出入口におけるのれん等の設置

喫煙室の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めると、より少ない換気量で一定以上の気流を確保することができる。ただし、開口面積を狭めすぎると、喫煙室内に吹き込む風速が速くなり、喫煙室内の気流の乱れにつながることに注意が必要である。

⑤ エアカーテンの活用

喫煙室の扉を開放して使用する場合等は、出入口にエアカーテン（天井等に取り付けたユニットから床に向かって空気を吹き出し、冷暖房、煙、埃等の遮断を目的とした送風機器をいう。）を設置して開口部を狭め、たばこ煙の漏えいを防止する対策も考えられる。

なお、エアカーテンは周りの空気を引き込む性質等があるため、下記に留意して設置すると効果的であると考えられる。

- ・ エアカーテンの吹出し部分は喫煙室側に設置すること
- ・ エアカーテンから吹き出す空気は床面まで到達しないよう適切な強さとすること。なお、吹出し空気が弱すぎても十分な効果を発揮しないことにも留意すること。

⑥ 空気調和設備（エアコン）

喫煙室内に空気調和設備（エアコン）を設置すると、喫煙室内の気流の乱れや屋外排気により空気調和設備で生み出した冷暖房のエネルギーの損失を生じるおそれがあると考えられる。空気調和設備を使用する場合は、吹出し口の近傍に遮蔽板を設置するなど、空気調和設備から吹き出した空気が喫煙室の出入口における気流に影響を与えないよう十分配慮することが効果的である。

また、空気調和設備を使用しない場合は、喫煙室の扉を開放し、喫煙室外から間接的に喫煙室内の空気環境を管理することが考えられる。

⑦ 空気清浄装置

空気清浄装置は、たばこ煙の粒子成分を効率よく除去するが、ガス状成分は完全には除去できない。このため、屋外排気装置を設置せず、空気清浄装置の設置のみで受動喫煙防止対策を実施することは可能な限り避けることが望ましい。

屋外排気装置により、喫煙室の出入口における気流0.2 m/s以上を確保しても、喫煙室内の浮遊粉じん濃度が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ を超えてしまう場合、当該濃度を低減するために補助的に空気清浄装置を活用する対策も考えられる。空気清浄装置の設置を検討する場合は、空気清浄装置の排気による喫煙室内の気流の乱れや空気清浄装置の設置及びメンテナンス等による費用などに十分留意しつつ、他の手法とも比較しつつ十分な検討を行うことが望ましい。

屋外排気装置と空気清浄装置を併用して効果を上げた事例として、空気清浄装置の排気方向を屋外排気装置の方向に集中させた例、天井埋込み型の空気清浄装置を活用した例、喫煙室の出入口における気流0.2m/s以上及び一酸化炭素濃度10ppm以下を満たす換気量を確保した上で、浮遊粉じん濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下に低減するために空気清浄装置を活用し、冷暖房のエネルギー損失を抑えた例等がある。

⑧ 屋外排気

i 屋外排気装置

- 屋外排気装置の例として、換気扇、天井扇、ラインファン、遠心ファン等がある。各装置の利点、考慮すべき事項を表1に示す。
- メーカーのカタログ等に記載されている換気扇の排気風量は、羽根のみで回した場合の値であり、実際はウェザーカバーの設置等により排気風量が低下するため、理論上の必要排気量よりも大きい性能の屋外排気装置が必要となる。

表1 屋外排気装置の例

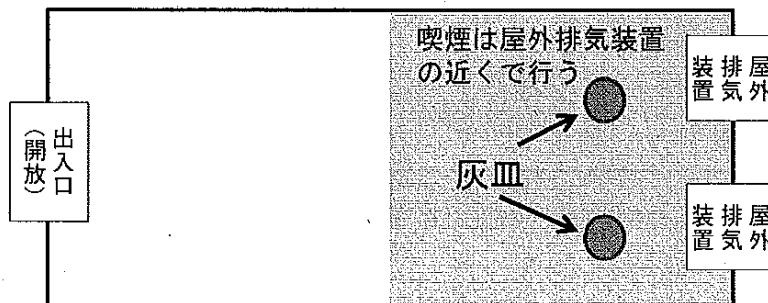
種類	利点	考慮すべき事項
換気扇	<ul style="list-style-type: none">設置が容易安価	<ul style="list-style-type: none">一般に、得られる静圧*が低いため、屋外の風が強いと排気風量が低下（ウェザーカバーの設置が必須）羽根径が35 cm以上になると、騒音が大きくなるため喫煙室には向き
天井扇	<ul style="list-style-type: none">外気に接する壁がない場合も設置可能	<ul style="list-style-type: none">ダクトによる圧力損失で排気風量が低下するため、静圧・風量曲線図により排気風量を計算する必要あり
ラインファン 遠心ファン	<ul style="list-style-type: none">高静圧の製品であれば、圧力損失や外気の影響を受けにくい	<ul style="list-style-type: none">換気扇等と比較すると価格が高い

* ファンの送出する空気によって作りだされる流速に影響されないファン前後の差圧のこと。

ii 喫煙室の形と屋外排気装置等の配置

- 同じ床面積であれば喫煙室の形は長方形とし、出入口と屋外排気装置は短辺側に設けると、喫煙室内の効率的な換気が可能となる。この場合、たばこの煙が拡散する前に吸引し、屋外に排気する観点から、灰皿は屋外排気装置の近くに設置し、喫煙は屋外排気装置に近い場所で行うこととすることが効果的である。レイアウト例について、図4に示す。
- 屋外排気装置で排気したたばこ煙が人の往来が多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう、排気する場所も含めて喫煙室の設置場所は配慮することが望ましい。
- 例えば、ダクト等を用いて建物の上部から排出することが効果的な対策の一例として考えられるが、圧力損失、費用等の問題があるため、事業場の実情に合わせて設置場所を検討することが望ましい。
- 扉を閉めて喫煙室を使用する場合、喫煙室の屋内側に面した壁に開口部を設け、十分な給気を確保することも重要だが、屋外排気装置との位置関係によっては、気流がショートカットし、たばこ煙が滞留する箇所が生じることがあるので注意すること。

図4：喫煙室のレイアウト例



iii その他

- 局所排気の考え方を活用することも、効率的なたばこ煙の排出の観点から有用と考えられる。その例として、キャノピーフードを活用した上部排気を行う方法があり、特に喫煙者が少ない場合（例：一人用の喫煙ボックス）等は効率的な排気が可能である。
- 屋外排気装置の屋内側にハニカム構造（格子状の構造）の枠を設置すると、喫煙室内の気流が乱流ではなく整流になりやすいので、スムーズな気流の確保に効果的である。
- たばこ煙の臭いによる苦情が少なからずあることから、快適職場の観点も踏まえ、例えば排気の清浄化等、事業場が取りうる範囲で対策を行うことも適宜検討することが望ましい。

⑨ 機器のメンテナンス

屋外排気装置については、経年使用により性能が低下するため、喫煙頻

度等の使用実態も鑑みて、概ね1年に1回程度の適切な頻度でメンテナンスを行うことが望ましい。

また、空気清浄装置については、フィルターの詰まりなどにより、集じん効率等の性能が急激に低下するため、喫煙頻度等の使用実態も鑑みて、適切な頻度でメンテナンスを行うことが望ましい。

⑩ 喫煙室の利用人数・面積

一般的に、一定時間内の喫煙可能な本数は時間あたりの屋外排気量に依存するため、喫煙室における屋外排気量から、同時に喫煙可能な人数の目安を設定することが可能だが、狭い喫煙室内に多くの人が入って喫煙すると喫煙室の気流の妨げになるため、喫煙室の床面積や容積にも配慮が必要である。

なお、喫煙室の面積を過度に広くすると収容可能人数も増えることとなり、それに伴い、時間あたりの必要排気量も増えることとなるので、喫煙室の設計等の際に十分に留意することが必要である。

⑪ その他

- たばこ煙の漏えい防止の対策として、喫煙室の出入口に前室を設置することも考えられる。この場合、前室においてもスムーズな気流が確保できるような構造とすることが効果的である。
- 屋外排気装置にインバータを装着又は主となる屋外排気装置とは別の補助換気扇を喫煙室内に設置し、出入口に人感センサーを設置するなどにより、喫煙室からの人の入退出時に一時的に排気量を大きくするような措置を講ずることもたばこ煙の漏えいに効果的な対策の一例である。この場合、センサーが感知してから排気量が増加するまでの時間差（タイムラグ）について、注意が必要である。

(3) 喫煙室の使用方法の周知

喫煙室を効果的に使用するためには、以下の事項を利用者に周知することが考えられる。

- 喫煙室内にたばこ煙が拡散するとたばこ煙の排出効率が悪くなるため、可能な限り屋外排気装置の近くで喫煙すること
- 同時に喫煙可能な人数の目安を設定した場合、それを遵守すること
- 喫煙室からの入退出時はたばこ煙が漏えいしやすいため、可能な限りゆっくり入退出すること
- 喫煙室内の気流が乱れるため、喫煙中は窓を開閉しないこと
- 喫煙終了後は速やかにたばこの火を消すこと
- 喫煙室の清掃中やメンテナンス中は喫煙しないこと

4 喫煙可能区域を設定した上で当該区域における適切な換気の実施（換気措置）に関する事項

顧客が喫煙できることをサービスに含めている宿泊業、飲食店等で屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）又は喫煙室の設置（空間分煙）が困難な場合については、喫煙可能区域を設定した上で当該区域において適切な換気を行うことが想定される。この場合の留意事項としては、以下のようなことが考えられる。

また、こうした措置を講じた区域においては、労働者は、少なからず、受動喫煙をすることになるため、当該区域における業務では、ローテーション制の導入等の配慮をするなどの受動喫煙の低減策を組み合わせることも検討すべきである。

(1) 喫煙可能区域の設定

- ・ 喫煙可能区域を設定する場合、屋外排気が容易な場所に設定すると効率がよい。
- ・ 中央管理方式の空気調和設備を採用している建物にあっては、当該設備の吸気口がある区域に喫煙可能区域を設定すると、当該設備を通じて建物全体にたばこ煙が拡散する可能性が高いため、これを避けること。

(2) 喫煙可能区域の施設構造

基本的な考え方は喫煙室の施設構造と同様であり、③(2)（ただし、③、⑥及び⑦を除く。）を準用する。この場合、「喫煙室」とあるのは「喫煙可能区域」と読み替える。

喫煙室と異なった対策が必要な項目は以下のとおりである。なお、喫煙可能区域と非喫煙区域の間はパーティション、壁等で仕切られていることを想定している。

① 喫煙可能区域と非喫煙区域の仕切り

喫煙室と同様、壁等で完全に仕切ることが、非喫煙区域における受動喫煙防止の観点から最も効果的だが、やむをえずパーティション等で仕切ることにより一定の開口面が生じる場合は、たばこ煙は熱を持っている間は上昇する性質があるため、開口面を天井部ではなく、床に近い部分に設けると非喫煙区域へのたばこ煙の漏えい防止の観点から効果的である。

また、壁やパーティションの設置、移動等の検討にあたっては、消防法等の他法令との関係等について留意が必要と考えられる。

② 喫煙可能区域と非喫煙区域の境界の扉（以下「境界の扉」という。）・給気口（ガラリ）

本項目は、喫煙可能区域と非喫煙区域が壁で区切られている場合を想定している。

- ・ 屋外排気により、境界の扉を完全に開放した際に生じる主たる開口面における気流が0.2 m/s以上確保されている場合、境界の扉は開放しても大きな問題はないと考えられる。
- ・ 境界の扉を閉めて喫煙可能区域を使用する場合、屋外排気に必要な給気を十分に確保できるだけの給気口（ガラリ）を当該扉自体や当該

扉の開放時に遮られる側壁等に設置すること。この場合、給気口（ガラリ）における吹き込み風速が大きくなると、内部の気流を乱す原因となったり、騒音の原因となったりすることがあるため、留意すること。

- ・ 境界の扉は引き戸又は非喫煙区域側への引開きの扉にすると、扉の開閉によるたばこ煙の漏えいをある程度緩和できる。

③ 空気調和設備（エアコン）

喫煙可能区域外から間接的に温度等の空気環境を管理する方法も効果的だが、空気調和設備を喫煙可能区域に設置する場合は、その吹き出した空気により、非喫煙区域にたばこ煙が押し出されることがないよう、設置場所や遮蔽板等の活用による空気の吹き出し方向の管理について十分留意すること。

④ 空気清浄装置

- ・ 空気清浄装置は、たばこ煙の粒子成分を効率よく除去するが、ガス状成分は完全には除去できないという問題があるため、屋外排気装置を設置せず、空気清浄装置の設置のみで受動喫煙防止対策を実施することは可能な限り避けることが望ましい。
- ・ 換気措置のみでは喫煙可能区域で従事する労働者の受動喫煙を完全に防止することは困難なため、補助的な機器として空気清浄装置の設置が考えられる。この場合でも定期的なメンテナンスや空気の吹き出し方向に留意すること。
- ・ 効果的な活用例については、3(2)⑦を参照すること。

受動喫煙防止措置の効果を確認するための測定方法の例

労働者の受動喫煙の防止のために講じる措置として、屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）、喫煙室の設置（空間分煙）及び喫煙可能区域を設定した上で当該区域における適切な換気（以下「換気措置」という。）を実施している場合の措置の効果を確認するための標準的な測定方法の一例を以下に示す。

なお、喫煙者がいる条件で測定を実施することもあるため、測定者の受動喫煙防止対策についても十分配慮すること。

1 屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）、喫煙室の設置（空間分煙）及び換気措置に共通する事項

(1) 測定頻度

- ① 受動喫煙防止対策を変更した場合（新規で講じる場合を含む。）、速やかに測定を実施すること。
- ② 受動喫煙防止対策の効果を検証するため、四季による気温の変化や空気調和設備の稼働状況を考慮して、概ね3月以内ごとに1回以上、定期的に測定日を設けて測定を実施すること。

なお、測定の結果、良好な状態が1年以上継続し、かつ、当該区域のたばこ煙濃度に大きな影響を与える事象（自然現象含む。）がない場合、衛生委員会等の適当な場で検討を行い、測定頻度を1年以内に1回までの範囲で減らしても差し支えない。さらに、一酸化炭素濃度については、良好な状態が1年以上継続し、かつ、浮遊粉じん濃度との相関が確認された場合は、測定を省略することができる。

- ③ その他、労働者や施設の利用者から希望があった場合など、必要があれば隨時測定を行うこと。

(2) 測定機器

- ① 喫煙可能区域（喫煙室）内に向かう気流

JIS T 8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。なお、風速計のプローブには指向性があるため、測定時はプローブの向きに留意すること。

- ② 浮遊粉じん濃度

使用頻度等を鑑みて適切に較正された相対濃度計（デジタル粉じん計）又はこれと同等以上の性能を有する機器を用いること。

なお、相対濃度計を用いた場合は、表1で示す質量濃度変換係数を用いて濃度に換算すること。

表1 主な相対濃度計（デジタル粉じん計）の質量濃度変換係数

機器の型名	質量濃度変換係数	
P-3*	1.3×10^{-2}	[mg/m ³ /cpm]
P-5L*	1.2×10^{-2}	[同 上]
P-5H*	1.3×10^{-3}	[同 上]
PCD-1*	1.3×10^{-3}	[同 上]
LD-1L*	8.0×10^{-3}	[同 上]
LD-1H*	8.0×10^{-4}	[同 上]
LD-3K*	5.3×10^{-4}	[同 上]
LD-3K2	5.2×10^{-4}	[同 上]
LD-3K2T	5.2×10^{-4}	[同 上]
LD-5	5.2×10^{-4}	[同 上]
LD-6N	9.6×10^{-4}	[同 上]
3411*	1.2×10^{-2}	[同 上]
3423*	1.1×10^{-3}	[同 上]
3442	6.4×10^{-4}	[同 上]
3511*	1.2	

* 製造者から提供された情報によると、平成26年12月時点での販売又はサポートを終了している製品

③ 一酸化炭素濃度

検知管又はこれと同等以上の性能を有する機器（例：エレクトロケミカルセンサーを用いたもの、定電位電解法によるもの）を用いること。

(3) 記録

測定結果は別添参考の記録用紙を参考として記録し、作業環境測定に準じ3年間保存すること。

2 屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）の効果の確認方法

(1) 屋外喫煙所の直近の建物出入口等における浮遊粉じん濃度

屋外喫煙所における喫煙によって、屋外喫煙所の直近の建物出入口等（以下の項において「建物出入口等」という。）における浮遊粉じん濃度が増加しないことが、効果を確認する一つの目安として考えられる。

(2) 測定方法

① 測定地点（場所）

建物出入口等から屋内側に1m入った地点（床上約1.2～1.5mまでの一定の高さ）を目安とすること。

② 測定条件

まず、屋外喫煙所に喫煙者がいない状態にしたうえで屋外喫煙所を使用する条件で各装置を稼働させ、測定地点に扉や窓がある場合はその扉や窓を開放した数分後に浮遊粉じん濃度の測定を1分間隔で行い、測定値（バックグラウンド値）が安定していることを確認する。その後、喫煙者が最も多いと思われる条件で本測定を行うこと。

本測定は喫煙を開始した時点を始点とし、測定時間は喫煙を開始してから5分後までを目安とし、測定間隔は1分を目安とすること。なお、事業場で特段考慮すべき事項があれば、測定時間は適宜延長すること。

(3) その他

閉鎖系の屋外喫煙所の内部の空気環境の考え方は、基本的に喫煙室と同様であり、3の「浮遊粉じん濃度」及び「一酸化炭素濃度」に係る記載の内容を準用すること。この場合、「喫煙室」とあるのは「屋外喫煙所」と読み替える。

3 喫煙室設置の効果の確認方法

(1) 喫煙室内に向かう気流、浮遊粉じん濃度及び一酸化炭素濃度

喫煙室及び非喫煙区域（気流については、喫煙室と非喫煙区域の境界。）において、以下を満たさない場合は、開口面の工夫、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。

- ・ 喫煙室内に向かう気流：全ての測定点で0.2 m/s以上
- ・ 浮遊粉じん濃度 : 測定点全体の算術平均が $0.15 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下
- ・ 一酸化炭素濃度 : 測定点全体の算術平均が10 ppm以下

(2) 測定方法

① 測定点（場所）

ア 喫煙室内に向かう気流

喫煙室と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

イ 浮遊粉じん濃度及び一酸化炭素濃度

測定点は、著しく狭い場合を除き、3mから5mの等間隔で引いた縦の線と横の線との交点で設定した数とするなど偏りがないように努めること。喫煙室が著しく狭い場合であっても、測定点を5点以上とするよう努めること（同一場所で複数回測定することも差し支えない。この場合、1回の測定を1測定点での測定とみなすこと。）。

一測定点における測定は床上約1.2～1.5mまでの一定の高さで行うこと。

② 測定条件

測定を行う際は、喫煙室を使用する状態で各装置を稼働させ、喫煙者が最も多いと思われる時点での測定を努めること。

ア 喫煙室内に向かう気流

測定時にスモークテスターや線香で風向きを確認することが望ましい。

また、一測定点当たりの測定は複数回行うことが望ましい。

なお、扉を閉めて喫煙室を使用する場合であっても、気流の測定の際は、喫煙室の出入口の扉を開放すること。

イ 浮遊粉じん濃度

一測定点における測定時間の長さは「10分／測定点の数」以上とすることが望ましい（例：測定点を5点とった場合、一測定点あたりの測定時間の長さは2分以上）。各測定点における測定時間の長さは同一とすること。なお、1台の粉じん計を用いて全測定点を測定する場合、各測定点を順番に測定すること。

ウ 一酸化炭素濃度

一測定点当たりの測定は複数回行うことが望ましい。

4 換気措置の効果の確認方法

(1) 浮遊粉じん濃度、必要換気量及び一酸化炭素濃度

以下を満たさない場合は、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。

- ・ 浮遊粉じん濃度：測定点全体の算術平均が $0.15 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下
又は必要換気量： $70.3 \times n$ (喫煙可能区域の席数) m^3/h 以上
- ・ 一酸化炭素濃度：測定点全体の算術平均が10 ppm以下

(2) 測定方法

基本的な考え方は喫煙室と同様であり、3(2)の「浮遊粉じん濃度」及び「一酸化炭素濃度」の項を準用する。この場合、「喫煙室」とあるのは「喫煙可能区域」と読み替える。

(別添参考)

職場における受動喫煙防止措置の効果の確認のための測定結果

記録用紙（例）

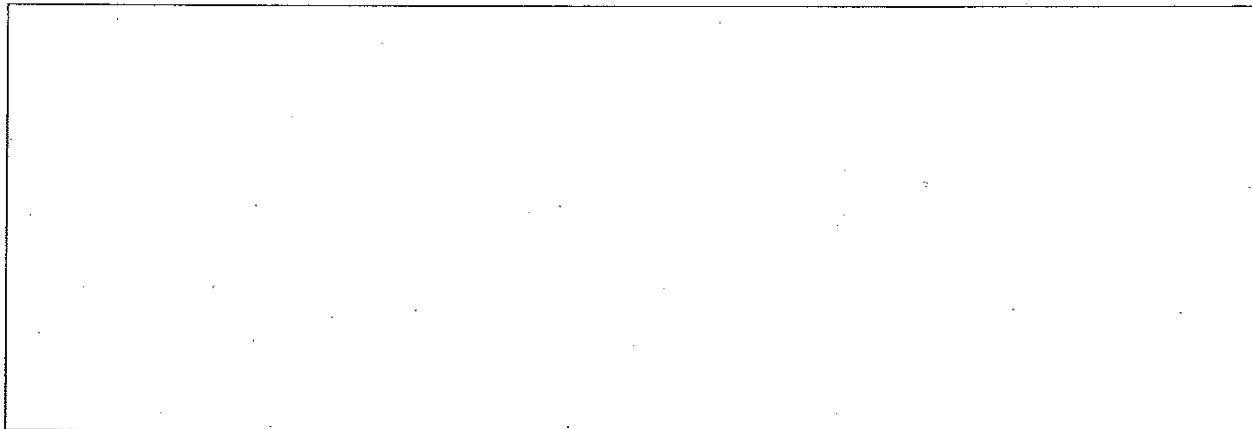
1. 測定の実施日等

(1) 事業場の名称	
(2) 測定の実施日時	
(3) 測定場所	床面積 (m ²) 、天井までの高さ (m) 許容人数 (定員) (人)
(4) 測定時間	: ~ :
(5) 測定実施者	(所属) (氏名)
(6) 測定の目的	1 措置の変更 (新規含む。) 時の測定 (前・後) 2 措置の効果の確認のための定期的な測定 3 その他 ()

2. 測定時の状況等

(1) 喫煙の状況	(測定時の喫煙人数 : 最高 人、平均 人) (測定時間中の喫煙本数 : 本)
(2) 気温、湿度	気温 : °C、湿度 : %
(3) 測定点の高さ	浮遊粉じん (cm) 、一酸化炭素 (cm) 気流 (上 : cm、中 : cm、下 : cm)
(4) 機器の稼働状況	<屋外排気装置> ①稼働状況 (24時間連続運転、: ~ : まで運転) ②処理風量 (m ³ /min × 台) ③前回の保守管理の実施日 : 年 月 日 <空気清浄装置> ①稼働状況 (24時間連続運転、: ~ : まで運転) ②処理風量 (m ³ /min × 台) ③前回の保守管理の実施日 : 年 月 日

2. 測定場所の概略図（主要な設備、測定機器の配置）



※ 図中に、測定点、各測定点に関する特記事項、窓の開閉状況を記載し、屋外排気装置による空気の流れを矢印で示すこと。空気調和設備又は空気清浄装置を使用している場合は、当該装置の排気方向を矢印で示すこと。

3. 測定結果

※ 測定していない項目は適宜削除して差し支えない。

(1) 喫煙室（喫煙可能区域）と非喫煙区域の境界における気流

測定点	1回目 ～： m/s	2回目 ～： m/s	3回目 ～： m/s
上部	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s
中央部	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s
下部	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s

(2) 浮遊粉じん濃度

① 喫煙室内（喫煙可能区域）

測定点	1回目 ～： mg/m ³	2回目 ～： mg/m ³	3回目 ～： mg/m ³
A	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
B	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
C	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
D	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
E	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
平均値	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³

② 非喫煙区域

測定点	1回目 ～： mg/m ³	2回目 ～： mg/m ³	3回目 ～： mg/m ³
F	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
G	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
H	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
I	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
J	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
平均値	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³

(3) 一酸化炭素

① 嘸煙室内（喌煙可能区域）

測定点	1回目 ～： ppm	2回目 ～： ppm	3回目 ～： ppm
A	ppm	ppm	ppm
B	ppm	ppm	ppm
C	ppm	ppm	ppm
D	ppm	ppm	ppm
E	ppm	ppm	ppm
平均値	ppm	ppm	ppm

② 非喌煙区域

測定点	1回目 ～： ppm	2回目 ～： ppm	3回目 ～： ppm
F	ppm	ppm	ppm
G	ppm	ppm	ppm
H	ppm	ppm	ppm
I	ppm	ppm	ppm
J	ppm	ppm	ppm
平均値	ppm	ppm	ppm

4. 備考

